

## ジュゴンの天然記念物指定について

濱口 寿夫<sup>1)</sup>

History of Dugong as a Natural Monument in Japan

Hisao HAMAGUCHI<sup>1)</sup>

### 要約

ジュゴンは幾つかの琉球政府の文書に「戦前より天然記念物に指定されていた」と記されているが、文部省の指定物件一覧と官報を確認したところ、内地では1950年までの史蹟名勝天然記念物保存法施行期において告示を伴う指定はされていないことが明らかになった。同法では指定時に告示をしない場合があるが、これは公示により盗掘が起こる恐れのある小型植物等に適用されるものであり、水産資源として捕獲されていたジュゴンを不告示指定することは無いと思われる。一方、同法は1930年に当時日本領であった台湾に施行され、1933年には台湾総督が高雄州恒春郡沿海のジュゴンを天然記念物に指定している。琉球政府指定の当時、同政府の文化財行政関係者の間では、戦前沖縄のジュゴンが天然記念物だったという認識があるが、その根拠となった情報は不明である。

### 1 はじめに

ジュゴン (*Dugong dugon*) は、海牛目ジュゴン科に属する哺乳類で、インド・太平洋の熱帯・亜熱帯域に分布する。沖縄・奄美は分布の北限にあたるが、この海域の個体数は非常に少ないと考えられて

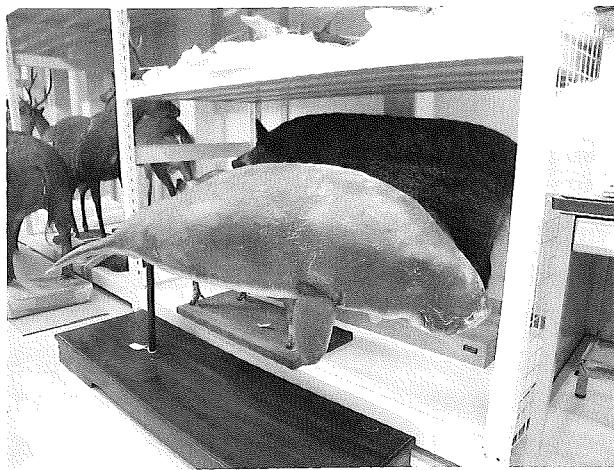


図 1. 沖縄県立博物館・美術館に収蔵されているジュゴン剥製。1979年1月18日名護市嘉陽地先で保護され、海中公園における観察飼養の後同年2月19日死亡した若雌。

いる。体は紡錘形で、尾は叉状、前肢はひれ状で後肢は退化している。体長は3m程度に達する(内田, 1983; 2005)。ジュゴンは古来人魚のモデルと目され、研究者や一般社会の興味を引いてきた(南方, 1910; 高良, 1969; 神谷, 1980等)。沖縄では、ザン、ザンヌイユ、アカンガーアユ、ヨナタマ等と呼ばれ、様々な古謡や伝説に登場する(当山, 2011)。また、琉球王国時代は、王府より八重山の新城島住民に対し税として納付が義務づけられていた(無記名, 1912)。

ジュゴンは1955年に米軍統治下の沖縄において琉球政府指定の天然記念物となり、1972年の沖縄県の本土復帰に伴って国指定の天然記念物となって今日に至っている(花井, 1980)。しかし、琉球政府の史蹟名勝天然記念物台帳(以下「指定台帳」)には「戦前より天然記念物に指定されていた」という記述が見られる(琉球政府, 1955)。

ジュゴンの文化財指定は琉球政府の指定に始まるとしている一方で公文書に戦前指定されていた旨記載されていることは非常に興味深い。戦前、天然記念

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1  
Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa, 900-0006 Japan

物は史蹟名勝天然紀念物保存法（1919年 法律第44号；以下「保存法」）に基づき指定された。本稿は、1919年の保存法施行から、1955年の琉球政府指定に至る期間におけるジュゴンの天然記念物指定にかかる情報を整理し、「戦前指定」記述の根拠等について検討するものである。

なお、天然記念物の「記」はかつて「紀」とも表記された。本稿では、戦前の法令名等固有名詞についてはその書き方に従い、その外には「記」を使用する。「ジュゴン」も「儒艮」等と書かれることもあるが、これも同様の取り扱いとする。また、本稿における「内地」という語は終戦前の日本において憲法による普通の統治方式が行われていた地域を指し当然に沖縄を含んでいる（松岡、1936）。これは外地たる台湾との区別をするためのものであり、沖縄における日常会話でいうところの日本の九州以北の意味でない。

## 2 史蹟名勝天然紀念物保存法に係る状況

### （1）内地の場合

大正時代、東京帝大教授三好学らの請願運動が実を結び史蹟名勝天然紀念物保存法が発布された（三好、1936）。その後同じ1919年に、相次いで「史蹟名勝天然紀念物調査会官制」（勅令第258号）、「史蹟名勝天然紀念物保存法施行令」（勅令第499号）及び「史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則」（内務省令第27号）が発布され、内地において史跡・名勝とともに天然記念物を保護する制度が始まった。保存法の事務は、はじめ内務省の所管であったが1928年12月に文部省に移管されている。内務省は、史蹟名勝天然紀念物調査会に諮問の上、1920年に「史蹟名勝天然紀念物保存要目（以下「保存要目」）」として保存法により指定される記念物の基準を示した（内田、1935）。保存要目には指定されるべき天然記念物の定義に加えそれに該当する具体例が挙げられているが、以下のとおり天然記念物・動物の例示中に沖縄のジュゴンが含まれている。

### 三 日本ノ領域領海ニ存在シ近時ニ至リテ漸ク其ノ跡ヲ絶タントシツツアルモノ（例セハヘラさぎ、だいさぎ（…中略…）、樺太ノ臍肭獸、沖縄ノ儒艮等）

のことから、指定に関する事項等を調査審議す

る史蹟名勝天然紀念物調査会の専門家達が、当時既にジュゴンを天然記念物的な存在と認識していたことが判る。ただし、「本要目ニ掲ケタル例ハ説明ノ便宜ノ為ニセルモノニシテ直ニ之ヲ指定スルノ趣旨ニアラス」と明記されている。指定には、学術的な調査・報告や権利関係者、所在道府県との調整等様々な手順が必要となるので（篠田、2000）、専門家の念頭にあるものが直ぐに指定に結びつく訳ではない。

保存法は、文化財保護法（1950年 法律第214号）が1950年8月29日に施行されるのに伴って廃止された。本稿の主題はジュゴンが戦前内地で指定されていたか否かであるが、保存法廃止までの時期を一区切りとして状況を報告する。指定の有無を確認するにあたり使用した資料は、1943年1月以前については『史蹟名勝天然紀念物一覧 昭和18年1月』（文部省、1943；以下「文部省一覧」）、それ以降については官報である。官報については、『官報目次総覽 第9巻；昭和15年6月—20年12月』（林監修、1985a）及び『官報目次総覽 第11巻；昭和21年1月—26年8月』（林監修、1985b）で保存法に係る告示を特定してから本紙・号外の当該頁を参照した。その結果、1943年1月までの指定物件中にジュゴンは存在せず、その後保存法廃止までの期間における官報にジュゴンの指定告示が出されていないことを確認した。なお、沖縄に所在するもので保存法により指定された天然記念物としては、「ちすじのり發生地」（1924年12月9日付 内務省告示第777号）と「宜野灣街道ノ松並木」（1932年10月19日付 文部省告示第218号）の2件が告示されている。

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則（1928年 文部省令第17号改正）第1条は指定及び指定解除時の告示の原則を示したものであるが、下記のように但し書きによって対象物の保護のため必要な場合指定告示をしないでも良いように定められている。

第一條 文部大臣史蹟名勝天然紀念物ノ指定ヲ爲シ又ハ其ノ指定ヲ解除シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス地方長官假指定ヲ爲シ又ハ其ノ假指定ヲ解除シタルトキ亦同シ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

不告示指定の天然記念物については、『天然紀念

物調査報告(不告示分) 植物之部(第一輯)』(内務省編, 1928)に8件が示されている。これらは、ムジナモ (*Aldrovanda vesiculosa*) 4件、コウシンソウ (*Pinguicula ramosa*)、ホンゴウソウ (*Andruris japonica*)、サクライソウ (*Petrosavia sakuraii*) の各生息地及び食虫植物群落である。これらはすべて文部省一覧に掲載されており、6件は県ごとの指定物件中に、残り2件は指定解除物件中にある。県ごとの指定物件にあるもののうち、4件については所在地(市町村)が空欄であるが、2件は所在地が記されていた。指定解除物件中のものは2件とも所在地が記されている。これらの他に不告示の天然記念物があったか否かを本稿においては示すことはできないが、少なくともジュゴンが不告示で指定されていたことに係る資料は見られなかった。

## (2) 台湾の場合

台湾及び澎湖諸島は1895年下関条約により清国から日本に割譲され、台湾総督がこれを管轄した。日本の外地となった台湾には、総督が発する律令のほか日本の法律が施行される場合があった。後者には、はじめから台湾を含む外地に施行する目的を持って制定されたものと、当初はその目的を持たず後に勅令によって台湾に施行された法律がある(外務省条約局, 1952)。台湾に内地の法律を施行する「行政諸法台灣施行令」(1922年 勅令第521号)は度々改正され施行する法律を増やしていく。保存法は、1930年の改正(勅令第27号)により台湾に施行されている。台湾における天然記念物指定等は内務大臣・文部大臣ではなく台湾総督が行う。

台湾総督府は1930年、「史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則」(府令第35号)、「史蹟名勝天然紀念物保存法取扱規程」(訓令第73号)及び「史蹟名勝天然紀念物調査会規程」(訓令第84号)を公布して体制を整えた後、1933年、1935年及び1941年の三次にわたって計19件の天然記念物を指定した(表1)。ジュゴンはその第一次において「高雄州恒春郡沿海」を所在地として指定されている。

このジュゴン指定の基礎資料となったと思われる台湾総督府の『天然紀念物調査報告 第一輯』(平坂, 1933a)を見ると、その内容の重要な部分は捕獲された1個体のジュゴンとその関係者への聞き取りに基づいていることがわかる。1931年1月18日、高

雄州恒春郡大樹房海岸において1個体の大型海獣が捕獲された。当該個体は、現地で解体のうえ食料とされ牙と臼歯は記念品として分配された。高雄州技師であった八坂茂らはこの海獣がジュゴンである可能性を慮り、これを捕獲した漁師からその時の状況や生体の特徴等について聞き取りするとともに、ごみ捨て場より頭骨等を回収し台湾史蹟名勝天然紀念物調査会委員の平坂恭介(台北帝大教授; 動物学)の元に送った。平坂はこの頭骨等により当該個体をジュゴンと同定したが、これは台湾におけるジュゴンの初記録である。報告書では、聞き取り調査の結果として、恒春郡沿岸で当該個体以外にもジュゴンらしき海獣が2個体捕獲されたということ、及びその他の目撃情報がある旨述べている。平坂はこれらの情報と、台湾が琉球・フィリピンという既知の分布域間にあることから同島にジュゴンが分布するのは明らかであり、指定・保存すべきと結論している。当該個体の骨格の形状や捕獲時の状況については、台北帝大紀要と動物学雑誌にも論文等が発表されているが内容はほぼ同じである(Hirasaka, 1932; 平坂, 1933b)。

## 3 琉球政府文化財保護法による指定

第二次世界大戦の結果として、1946年1月沖縄はトカラ列島、奄美諸島、小笠原諸島とともに本土と切り離され、1972年5月に復帰するまで米軍統治下に置かれることになった。その間、本土では文化財保護法が施行されたが、その効力は沖縄に及ばなかった。そのような状況の中、1954年に沖縄独自の文化財保護法(立法第7号; 国の文化財保護法との混同を避けるため以下「琉球政府文化財保護法」と称す)が制定され、翌1955年にジュゴンが琉球政府の天然記念物に指定された。以下にその経緯を整理する。

戦後、人心が荒廃する中名所旧跡が荒らされつづることを憂慮した人々が1949年に官民合同の自主団体「沖縄史跡保存会」を発足させた(琉球政府文教局編, 1958)。設置の動機と名称からすると天然記念物とは関係の薄い組織のようにも見えるが、同会会則第2条には「本会は史蹟名勝古文化財並に天然記念物の保存を目的とす」と記されている。この会及びこれが発展解消して1952年に結成された「琉球

文化財保護会」は、その主要な活動目標として琉球政府文化財保護法の制定を掲げ、当局への請願や法案作成等の活動を行った（琉球政府文教局編，1964）。これを受けて、1954年3月琉球政府に文化財保護調査会が設置され、指定すべき文化財や具体的物件の保存措置等について検討している。同年6月、琉球政府文化財保護法が公布・施行されると、文化財保護調査会は廃止され、同法に基づき文化財保護委員会とその諮問機関である文化財専門審議会が設置された。文化財保護委員会の事務は琉球政府文教局社会教育課が担った（琉球政府文化財保護委員会編，1956）。

文化財保護委員会は1955年に第一次の指定を行つており、内9件がジュゴンを含む天然記念物である

（表2）。ジュゴンの指定台帳には下記のように記されている（琉球政府，1955）。

五、指定理由（前略）遊泳不活発のため濫獲され近來極めて少くなり漸次絶滅のおそれがあるので戦前より天然記念物に指定されていた。（後略）

この後、琉球政府の文化財関係刊行物に見られるジュゴンの解説は指定台帳とほぼ同じ内容である（琉球政府文化財保護委員会編，1956；1964）。この解説は、復帰後もしばらくの間沖縄県教育委員会編集の刊行物に踏襲された（沖縄県教育委員会編，1975；1978）。しかし、1980年代以降の刊行物には「戦前指定」に係る言及は見られない（沖縄県教育委員会編，1984；1987；1993など）。

表1. 台湾総督府が指定した天然記念物。台湾総督府府報から抜粋。

西暦	月日	府報	告示	名称	所在地	備考
1933年 11月26日	第1966号 第166号			芝山巖	臺北州七星郡士林庄石角字員山子脚	1933年12月19日付正誤（府報第1984号）により字句訂正。
				海蝕石門	臺北州淡水郡石門庄下角字石門	1933年12月22日付正誤（府報第1987号）により字句訂正。
				北投石	臺北州七星郡北投庄北投溪	1936年4月3日付告示第40号（府報第2650号）により地名・地番・面積の改正。
				泥火山	高雄州岡山郡燕巢庄滾水坪	
				ジュゴン 櫛艮	高雄州恒春郡沿海	1933年11月28日付正誤（府報第1967号）により字句訂正。
				ミカドキジ	全島	1933年11月28日付正誤（府報第1967号）により字句訂正。
1935年 12月5日	第2557号 第184号			過港ノ貝化石層	新竹州竹南郡後龍庄過港	
				紅樹林	高雄州高雄市中洲海岸、同州鳳山郡小港庄紅毛港海岸及川岸	
				毛柿及榕樹林	高雄州恒春郡恒春庄鷺鑾鼻	
				熱帶性海岸原生林	高雄州恒春郡恒春庄鷺鑾鼻	
				フトアゲハ	全島	
				タイワンイタチ	全島	
1941年 6月14日	第4214号 第474号			仙脚石海岸原生林	新竹州新竹郡舊港庄猫兒銓字拔子窟	
				稻ノ野生種ノ自生地	新竹州桃園郡八塊庄八塊、新竹州竹南郡竹南街中大埔	
				むかしりうびんたい及ひしがたやつこさうノ自生地	臺中州新高郡魚池庄蓮華池臺灣總督府林業試驗所蓮華池試驗地内六箇所	
				臺灣高地產鱈 (さらまおます)	臺中州東勢郡大保久駐在所ヲ壠トシテ之ヨリ上流ノ大甲溪本流竝二各支流	1941年6月22日付正誤（府報第4219号）により字句訂正。
				せんざんかう（穿山甲）	臺北州下 文山郡下ノ新店溪本流竝二北勢溪ヲ以テ割サルル北 方一帯ノ地域（七星郡、臺北市ノ一部ヲ含ム）一箇所	
					臺中州下 能高郡下ニ於テ柑子林及龜子頭ヲ含ム一帶、北山 坑、牛相觸、桃米坑ニ割マルル一區割、獅子頭、眉 溪以南對萬山、關頭山ノ稜線ニ至ル森林ヲ含ム一 帶、北萬大山ヲ中心トシ濁水溪ノ兩支流ニ割マルル マヘボ渓マヘボ富士以西ノ一帶及東勢郡下ニ於テ出 雲山、中坑坪、牛欄坑、埋伏坪、タツカン、久保山 等ヲ含ム地域五箇所	
					臺南州下 曾文溪、八掌溪ニ割サルル曾文郡竝二新營郡ノ東部 一帶ト嘉義郡大埔庄ヲ包含スル地域及嘉義郡竹崎、 獨立山、南勢坑、內埔子ニ至ル一帶二箇所	
					高雄州下 旗山郡下、下淡水溪ノ兩支流ニ割マルル地域一箇所	
				小紅頭嶼ノ植物相	臺東廳臺東郡蕃地小紅頭嶼ノ全面積	
				れんかく（蓮角）	全島	

#### 4 考察

1919年から1950年までの保存法施行期間において、文部省一覧と官報にジュゴンの指定を示す記載は見られなかった。そこで、仮に内地において保存法による指定があるとすれば、それは不告示で指定されていた場合に限られる。本稿においては、把握できていない不告示物件が存在する可能性があるので、その中にジュゴンがないと断ずることはできない。しかし、把握できている不告示物件を見る限り、いずれも一般にはその存在を知られていない希少小型植物及びその群落である。これらの植物は、指定告示によってその存在が一般に知られた場合、盗掘されるおそれがあるために不告示になっている。これに対して、ジュゴンはかつて沖縄県の海域全体に分布したと考えられ（松原, 1889）、伝説・古謡にも度々登場する等一般に良く知られた動物である。また、琉球王国崩壊により王府の制限がなくなると沖縄各地で盛んに捕獲され、大正中期までには絶滅に近い程度にまで減少したと考えられている

（宇仁, 2003; 当山, 2011）。一般によく知られ漁の対象になっているジュゴンを天然記念物に指定する場合、指定の事実を秘匿するよりは告示して無断捕獲できないことを広く知らせることに保護上の利点があるのは明らかである。よって、ジュゴンが不告示で指定されることはある得ないと思われる。以上のことから、内地においてはジュゴンが保存法によって指定されたことは無いと考えられる。

「戦前指定」の記述について、琉球政府の指定台帳ではどの海域のジュゴンのことか明示していないが、同政府の別の刊行物では「琉球近海の濡良（人魚）」（琉球政府文教局編, 1964）と対象を特定している。また、指定台帳には「遊泳不活発のため乱獲され近來極めて少くなり漸次絶滅のおそれがあるので」と記述されている。これと台湾総督府指定の状況との整合性を見てみると、台湾では同島初記録の個体に基づいて指定されたものであり、元々分布しているかどうかさえ知られていなかった。台湾のジュゴンは乱獲され減少したという経緯はなく、それはむしろ沖縄のジュゴンに当てはまる状況である。以上のことから、指定台帳の「戦前指定」は沖縄のジュゴンのことを指すものと考えられる。

城間朝教（植物学）は、戦前沖縄県女子師範・沖

縄県立第一高等女学校の教師や県立図書館長を歴任し、戦後は那覇琉米文化会館長その他の要職を務め沖縄の教育・文化行政に貢献した人である（城間, 1968；多和田, 1979）。城間は戦後沖縄史跡保存会、琉球文化財保護会の常任委員として琉球政府文化財保護法の制定運動に関与した（琉球政府文教局編, 1958；1964）。また、沖縄生物学会（現在の「沖縄生物学会」とは別組織；島袋, 1988参照）の主要なメンバーでもあったが、同会も1951年頃保護すべき天然記念物の検討や琉球政府に対し保護法制定の陳情を行っている（うるま新報, 1951；琉球新報, 1951；沖縄タイムス, 1951）。うるま新報（1951）は、「城間会長談」として戦前指定されていた物件に「八重山近海のジュゴン（人魚）」等を挙げ、「野口ゲラ」等も追加指定して保護したいという旨の記事を掲載している。「城間会長」はおそらく城間朝教であろう。また、沖縄タイムス（1951）の記事では沖縄生物学会が、保護対象とすべき「戦前指定」物件の一つとして下記の通りジュゴンを挙げている。

##### じゅごん 儒艮

（前略）遊泳不活潑のため口濫獲せられ、近来極めて少くなり、漸次その跡を絶とうとしているので天然記念物に指定せられている。（後略）

記事の中では学会の誰の発言か記されていないが、天野鉄夫（元琉球政府農林部長；植物学）の新聞切抜きでは天野自身により「城間朝教」と加筆されている。天野は城間と同じ植物学を専門とし、共に天然記念物の指定にも取り組んだ人物であるので、この記事は城間の発言を反映していると考えてよいだろう。以上、城間は沖縄のジュゴンについて「戦前指定」の認識を持っていたと考えられる。城間はこの後、琉球政府が文化財保護調査会を設置すると委員の一人として指定候補物件の検討に加わり（沖縄朝日新聞, 1954a；1954b；1954c）、琉球政府文化財保護法が制定されると文化財保護委員に就任した（琉球政府文化財保護委員会編, 1956）。文化財保護委員は5名の学識経験者で構成され、指定物件の決定を含め琉球政府の文化財行政一切に責任を持つものである（琉球政府文教局編, 1964）。琉球政府は1955年の第一次指定で天然記念物9件を指定した（表2）。そのうち「諸志御願の植物群叢」と「田港御願の植物群叢」については、『文化財要覧』1956年

版』に現地調査の報告書が掲載されている（園原，1956；天野，1956）。その他の7件については、既存の情報に基づいて指定されたものと思われるが、このうち5件はかつて1951年に沖縄生物学会が指定すべき物件として挙げていたものである。城間は、文化財保護委員のうち唯一人の天然記念物分野を専門とする委員であり、彼がジュゴンを「戦前指定」の貴重な動物と認識していたことは琉球政府の指定に小さくない影響を与えたと考えられる。

表2. 琉球政府の第一次指定天然記念物. 琉球政府公報、1955年1月25日付文化財保護委員会告示第2号から抜粋.

名称	所在地
慶良間鹿	座間味村（屋嘉比島）
儒艮	琉球近海
しまちすじのり	真和志市識名園
しまちすじのり	今帰仁村天底の井戸
今帰仁街道の松並木	今帰仁村
諸志御願の植物群叢	今帰仁村
田港御願の植物群叢	大宜味村
のぐちげら	沖縄本島
あかひげ	沖縄本島

城間の「戦前指定」の認識は、前述した理由と同じで台湾指定の誤認とは考えにくい。残る可能性としては保存要目の例示を指定と取り違えたことが考えられる。沖縄タイムス（1951）の記事にある城間のものと思われる発言では「のぐちげら、あかひげ、みやこしょうびん」について「次に掲げる三種の鳥類は日本政府によつて天然記念物に指定されていたか明かでないが、保護すべき充分なる價値があるから…」と述べていることから文書的な根拠を持っていなかったと思われる。これはあるいは、戦災により資料を失ったのかも知れない。城間は、戦争末期に県立図書館長として三万冊の図書を沖縄島北部の山奥に疎開させようと移動させていた途上、しらみつぶしの空襲にあって僅かな例外を除いて「悉く灰燼に帰して仕舞つた」と述べている。また、彼自身も「家族と共に源河山中、ウツツタイ、安部又、三原、スウナバルに転々と追い込められ最後に汀間に収容された」という状況であった（城間，1958）。

現在の台湾では、文化財の歴史に関する刊行物や

インターネットの記事で日本統治時代の文化財行政が扱われジュゴンの指定も掲載されている（李，2010；葉，2011など）。一方日本においては、台湾におけるジュゴン指定に言及した文献は少なく、特に戦後は皆無に近い（無記名，1934；藤本ら編，1938；九頭見，2009など）。台湾総督府が指定した物件の殆どは、現在の日本の天然記念物と関わりがないためであろうか。しかし、ジュゴンは生息域が内地にも及んでおり、台湾での指定の効力が内地に及ぶ可能性があった。史蹟名勝天然紀念物保存法は勅令によって台湾に施行された。これは新たな法律が台湾に施行されたのではなく、内地の法律が勅令をもつて外地に施行区域を広げたのであり、当該法律に関して日本と台湾が同一法域になったことを意味する（外務省条約局，1952；浅野，2008）。であれば、台湾総督府がジュゴンを、アマミノクロウサギやルリカケス（ともに1921年3月3日付内務省告示第38号で指定）同様「地域を定めず」指定していたら、その時点で沖縄のジュゴンも天然記念物になっていたと考えられる。しかし、実際に台湾において指定された19件の天然記念物はすべて地域を定めての指定であった。

## 謝辞

原裕昭、本間暁、仲間ひろみ、友利克実、当山昌直の各氏には文献の収集・閲覧に関し助力していただいた。また、文化庁記念物課、国立印刷局、沖縄県教育庁文化財課には文化財指定や公文書等に関してご教示頂いた。ここに深く感謝申し上げる。

## 引用文献

- 天野鉄夫. 1956. 田港御嶽植物群叢調査報告. In ; 琉球政府文化財保護委員会（編），文化財要覧 1956年版, pp. 63-70.
- 浅野豊美. 2008. 帝国日本の植民地法制, pp. 313-324. 名古屋大学出版会.
- 外務省条約局. 1952. 外地法制概要. In ; 外務省（編），外地法制誌 第1巻, 1955, 復刻 1990, pp. 25-62. 文生書院.
- 花井正光. 1980. 南西諸島に生きる天然記念物の動物たち. 月刊文化財 (198) : 28-36.
- 林修三（監修）. 1985a. 官報目次総覧 第9巻 昭

- 和15年6月—20年12月. 文化図書.
- 林修三(監修). 1985b. 官報目次総覧 第11巻 昭和21年1月—26年8月. 文化図書.
- Hirasaka, K. 1932. The occurrence of Dugong in Formosa. Mem. Fac. Sci. & Agr., Taihoku Imp. Univ. 7 : 1-4.
- 平坂恭介. 1933a. 儒艮. In ; 台湾總督府内務局(編), 天然紀念物調査報告 第一輯, pp. 1-24.
- 平坂恭介. 1933b. 台湾に儒艮 (*Halicore dugong* (ERXLEBEN)) の産する事に就いて. 動物学雑誌 45 : 106-107.
- 藤本治義・岡田弥一郎・三輪知雄(編). 1938. 博物事典, p. 376. 三省堂.
- 神谷敏郎. 1980. 人魚の正体. 自然 35 : 45-53.
- 九頭見和夫. 2009. 「人魚」の実像考. 人間発達文化学類論集 (10) : 81-96.
- 松原新之助. 1889. 日本ニ於テノ儒艮. 動物学雑誌 1 : 129-131.
- 松岡修太郎. 1936. 外地法(新法学全集 第5巻), pp. 3-7. 日本評論社.
- 南方熊楠. 1910. 人魚の話. 牟婁新報(明治43年9月24日、27日). In ; 南方熊楠全集 第6巻 新聞隨筆・未発表手稿, 1973, pp. 305-311. 平凡社.
- 三好学. 1936. 史蹟名勝天然紀念物保存事業の由来. 史蹟名勝天然紀念物 11 : 961-966.
- 文部省. 1943. 史蹟名勝天然紀念物一覧 昭和18年1月.
- 内務省(編). 1928. 天然紀念物調査報告(不告示分) 植物之部(第一輯).
- 沖縄朝日新聞. 1954a. 文化財保護に調査員十一氏委嘱. 1954年3月5日: 2面.
- 沖縄朝日新聞. 1954b. 文化財保護調査委14日初顔合せ. 1954年4月10日: 3面.
- 沖縄朝日新聞. 1954c. 世衰や城跡など保護法適用の文化財候補決る. 1954年4月27日: 3面.
- 沖縄県教育委員会(編). 1975. 沖縄の文化財 1975年版, p. 140.
- 沖縄県教育委員会(編). 1978. 沖縄の戦後教育史(資料編), pp. 1037-1038.
- 沖縄県教育委員会(編). 1984. 沖縄の文化財, p. 315.
- 沖縄県教育委員会(編). 1987. 沖縄の文化財, p. 339.
- 沖縄県教育委員会(編). 1993. 沖縄の文化財 I 天然記念物編, p. 94.
- 沖縄タイムス. 1951. 天然記念物. 1951年9月30日. In ; 天野鉄夫(編), 琉球の自然と生物新聞切り抜き(1 / 2 2), 「城間朝教」と書き込みあり, pp. 4-5.
- 李汾陽. 2010. 文化資産概論, pp. 35-38. 秀威資訊科技股份有限公司, 台北市.
- 琉球政府. 1955. 儒艮. 史蹟名勝天然紀念物台帳.
- 琉球政府文化財保護委員会(編). 1956. 文化財要覧 1956年版.
- 琉球政府文化財保護委員会(編). 1964. 沖縄の文化財, p. 61.
- 琉球政府文教局(編). 1958. 琉球史料 第3集教育編, 自1945年 至1955年, pp. 451-464.
- 琉球政府文教局(編). 1964. 琉球史料 第10集文化編2, 自1945年 至1955年, pp. 79-89.
- 琉球新報. 1951. 天然記念物保護 法制化を学会が陳情. 1951年9月17日: 2面.
- 島袋敬一. 1988. 25年前のこと. 沖縄生物学会誌 (26) : 5-7.
- 城間朝教. 1958. 沖縄図書館の最後と復興. 琉球 (7) : 4-8.
- 城間朝教. 1968. 履歴書. In ; 沖縄県立図書館(編), 城間朝教資料・友寄氏所蔵資料, 1992.
- 篠田真理子. 2000. 学術的意義と地域性との隘路 - 大正期の天然紀念物調査報告に基づいて. 生物学史研究 (65) : 15-32.
- 園原咲也. 1956. 今帰仁村諸志御嶽植物群叢調査報告. In ; 琉球政府文化財保護委員会(編), 文化財要覧 1956年版, pp. 55-63.
- 高良鉄夫. 1969. 琉球の自然と風物, pp. 30-35. 琉球文教図書株式会社.
- 多和田真淳. 1979. 城間朝教先生を偲ぶ. 沖縄タイムス 1979年1月25日(朝刊): 5面.
- 当山昌直. 2011. ジュゴンの乱獲と絶滅の歴史. In ; 湯本貴和・田島佳也・安渓遊地(編), 島と海と森の環境史(シリーズ日本列島の三万五千年 人と自然の環境史 第4巻), pp. 173-194. 文一総合出版.
- 内田英二. 1935. 史蹟名勝天然紀念物保存法解説

- (九). 史蹟名勝天然紀念物 10:575-586.
- 内田誼三. 1983. ジュゴン. In; 沖縄大百科事典刊行事務局 (編), 沖縄大百科事典 中巻, pp. 382-383. 沖縄タイムス社.
- 内田誼三. 2005. ジュゴン. In; 沖縄県文化環境部自然保護課 (編), 改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編, pp. 27-29.
- 宇仁義和. 2003. 沖縄県のジュゴン *Dugong dugon* 捕獲統計. 名護博物館紀要 あじまあ 11: 1-14.
- うるま新報. 1951. 天然記念物を護れ 生物学会が近く具体策協議. 1951年6月18日: 1面.
- 葉碧苓. 2011. 史蹟天然紀念物調査会. In; 台湾大百科全書ホームページ (<http://taiwanpedia.culture.tw/web/content?ID=3824>). 2011年12月8日アクセス.
- 無記名. 1912. 宮古郡・八重山郡漁業調査書 (沖縄漁業調査書 (二)), Taken from ; ハワイ大学宝玲文庫 291, 1995. 沖縄県立図書館.
- 無記名. 1934. 台湾に於ける史蹟名勝天然紀念物指定発表. 史蹟名勝天然紀念物 9:165.

## 久米島の水中文化遺産見学会報告

### ～海底遺跡ミュージアム構想の実践～

片桐千亜紀<sup>1)</sup>, 山田浩久<sup>2)</sup>, 崎原恒寿<sup>3)</sup>, 中島徹也<sup>4)</sup>, 宮城弘樹<sup>5)</sup>, 渡辺芳郎<sup>6)</sup>

### The Report of an Underwater Cultural Heritage Tour in Kumejima —The Project of ‘The Museum of Underwater Cultural Heritage’—

Chiaki KATAGIRI<sup>1)</sup>, Hirohisa YAMADA<sup>2)</sup> Tsunehisa SAKIHARA<sup>3)</sup>, Tetsuya NAKAJIMA<sup>4)</sup>  
Hiroki MIYAGI<sup>5)</sup>, Yoshiro WATANABE<sup>6)</sup>.

#### 1. 目的

アジア水中考古学研究所は日本財團の助成を受けて2009年度から2011年度まで、「海の文化遺産総合プロジェクト」事業を実施している。これは日本全国の水中文化遺産データベースを作成することを主目的としている。日本列島の各海域を太平洋、日本海、瀬戸内海、九州地区、南西諸島に分け、それぞれの担当が各海域における水中文化遺産の調査・集成を行っている。標題の報告は、南西諸島海域は鹿児島大学法文学部人文学科物質文化論研究室と南西諸島水中考古学研究会が共同で実施した。本事業はデータベース作成という主目的の延長で実施された、いわば活用編である。具体的には2011年9月10日（土）データベース作成において得た成果の一部を、広く一般に公表するため、久米島において水中文化遺産見学会を実施した。

見学会は海底遺跡をコア施設（もしくはサテライト施設）として捉えた、いわゆるエコミュージアム構想である。外国ではイタリアのバイア遺跡（水没

した古代ローマ都市）が有名である。日本では過去に長崎県五島列島の小値賀島前方湾において、アジア水中考古学研究所が主催して1度だけ実施されたことがあるのみであり、広く一般の方に海底遺跡を見学いただくのは容易でなく、気軽な見学ができない状況にある。

南西諸島においてデータベース完成の見通しができた段階で、データベースに掲載される水中文化遺産の見学会候補地を検討した。その結果久米島で確認されているオーハ島沖海底遺跡を中心にして、久米島での開催がより充実するのではないかと考えた。オーハ島をコアにした理由は、散布する遺物の密度、浅い水深、透明度、地元の対応環境が整っていた点が、南西諸島で初めて遺跡見学会実践する場所として最も適切と考えられた。本見学会の実施によって、一般の方にも広く久米島が誇るべきオーハ島沖海底遺跡の存在を知るきっかけとなり、且つ実際にその目で見学することによって、日本における水中文化遺産の保護・活用の先導になるとを考えた。

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa, 900-0006 Japan

2) 宜野湾市教育委員会 〒901-2203 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-2

Ginowan city board of education, 1-1-2, Nodake, Ginowan, Okinawa, 901-2203, Japan.

3) 恩納村教育委員会 〒904-0415 沖縄県恩納村字仲泊1656-8

Onna Village board of education, 1656-8, Nakadomari, Onna, Okinawa, 904-0415, Japan.

4) 久米島博物館 〒901-3121 沖縄県久米島町字嘉手苅542

OKumejima Museum, 542, Kadekaru, Kumejima, Okinawa, 901-3121, Japan.

5) 今帰仁村教育委員会 〒905-0428 沖縄県今帰仁村字今泊5110

ONakijin Village board of education, 5110, Imadomari, Nakijin, Okinawa, 905-0428, Japan.

6) 鹿児島大学法文学部 〒890-0065 鹿児島県鹿児島市郡元1-21-30

Kagoshima University The Faculty of Law, Economics and Humanities, 1-21-30, Korimoto, Kagoshima, Kagoshima, 890-0065, Japan.